

国土利用計画（南箕輪村計画）

平成 28 年 6 月

南箕輪村

目 次

はじめに	1
1 村土利用に関する基本構想	4
1－1 村土利用の基本方針	4
1－2 地域類型別の村土利用の基本方向	6
1－3 利用区分別の村土利用の基本方向	6
2 村土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	9
2－1 村土の利用区分ごとの規模の目標	9
2－2 地域別の概要	10
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	12
3－1 土地利用関連法制等の適切な運用	12
3－2 地域整備施策の推進	12
3－3 村土の保全と安全性の確保	14
3－4 環境の保全と美しい村土の形成	14
3－5 土地利用の転換の適正化	14
3－6 土地の有効利用の促進	15
3－7 村土の管理への村民の参画	16
参考資料	17

はじめに

この計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 8 条の規定に基づく、南箕輪村の区域について定める村土の利用に関する基本的事項についての計画（以下「南箕輪村計画」という。）であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）及び長野県の区域について定める県土の利用に関する基本的事項についての計画（以下「長野県計画」という。）を基本として策定し、国土利用計画の体系を構成するものです。

国土利用計画は、限りある国土を有効に利用するという観点から、土地需要を量的に調整する役割を期待されてきましたが、人口減少下で土地需要が減少する時代においては、国土を適切に管理し荒廃を防ぐ等、国土利用の質的向上を図る側面がより重要となっており、国土利用計画の役割は大きな転換点を迎えています。今後は、自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進等により、より安全で豊かな国土を実現していくことが、国土利用計画の大きな役割となります。

また、国土利用計画は安全で豊かな国土を形成するという国土づくりの目標のため、長期的な観点から豊かさを維持する経済社会の持続可能性にも重点を置いています。自然環境と共生しつつ国土資源を持続的に利活用していくこと、国土の安全性を高め自然災害による被害を軽減することは持続可能な経済社会の基本です。このため、これらを実現する国土管理、環境共生及び防災・減災の取組を重視し、持続可能な国土を形成することも国土利用の重要な役割の一つとされています。

この南箕輪村計画は、平成 28 年度からの 10 年間の村の進むべき方向を定めた「南箕輪村第 5 次総合計画」（平成 28 年 3 月策定）の基本構想を踏まえ、南箕輪村の望ましい村土利用のあり方及び行政上の指針を示すものです。

なお、この南箕輪村計画は、長野県計画、南箕輪村総合計画の改定及び村土利用をめぐる情勢の変化を見据え、必要に応じて見直しを行うものとします。

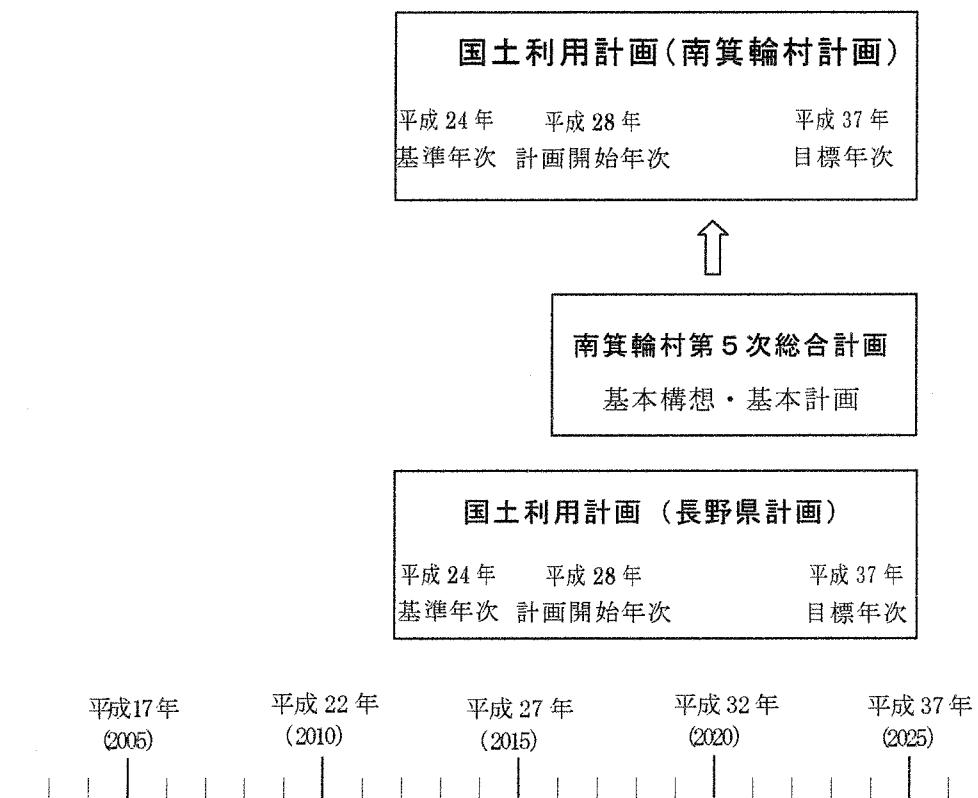


図 1 国土利用計画（南箕輪村計画）の基準年次及び目標年次

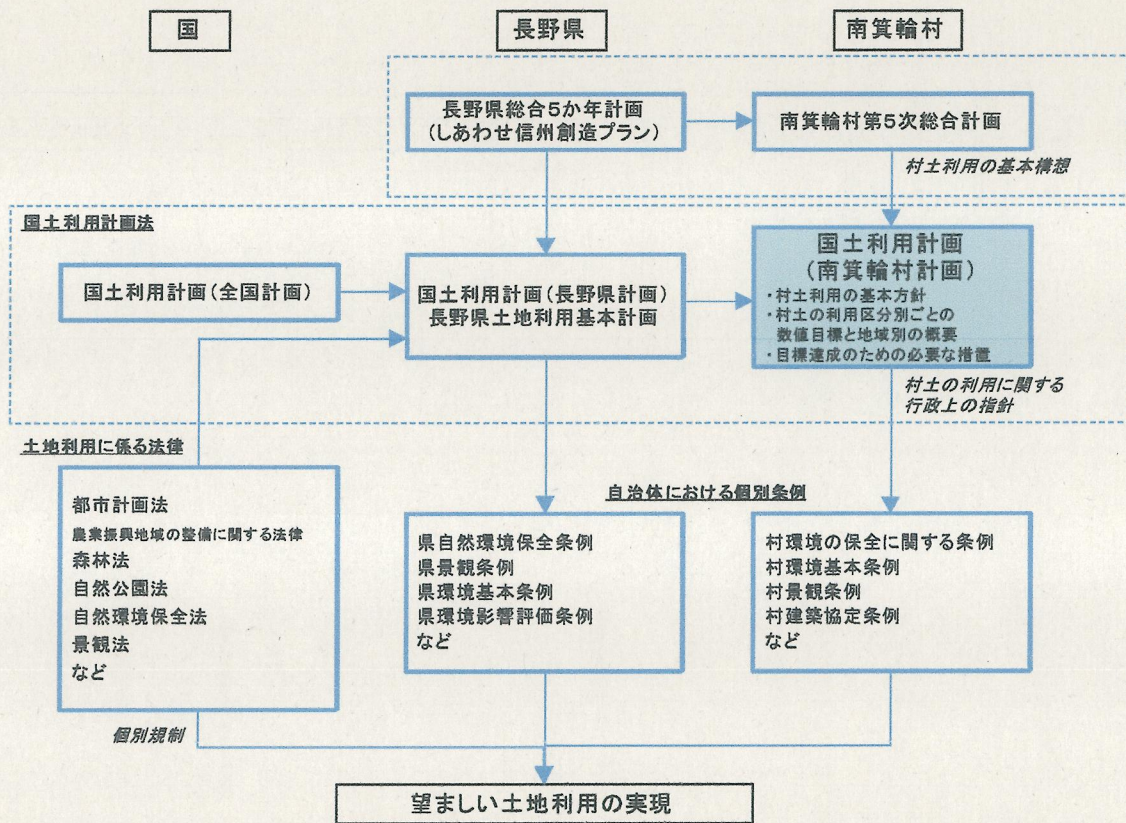


図2 国土利用計画の位置づけ

1 村土利用に関する基本構想

1-1 村土利用の基本方針

(1) 基本理念

村土は、現在及び将来における村民の限られた資源であるとともに、生活と生産諸活動の共通の基盤です。したがって、村土の利用に当たっては、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を配慮し、健康で住みよい文化的な生活の確保、地域産業の振興、環境共生及び村土の安全、それぞれが調和のとれた村土の総合的かつ計画的な土地利用を図らなければなりません。

(2) 村土の特徴

本村は、伊那谷の北部に位置し、 $40.99 \text{ k m}^2_{※1}$ の面積を有し、東は天竜川を隔てて伊那市、箕輪町と接し、西は経ヶ岳、黒沢山を境として塩尻市、辰野町と接しています。南は伊那市、北は箕輪町と接しています。また、伊那市西箕輪地区を隔てて山地が飛地となっており、村土の2分の1をこの飛地が占めています。

地形的には、西に木曾山脈(中央アルプス)の経ヶ岳山地群に属する経ヶ岳、黒沢山があり、これらの山地のふもとを扇頂とする扇状地が開け、この扇状地が変遷する過程や断層によって段丘崖がつくられ、それより東は氾濫原^{はんらんげん}となっています。

気候は、年平均気温としてはやや低いものの、夏季日中は相当高温となり、冬季の寒さは厳しく年較差、日較差とも大きく、年間降水量は $1,500\text{mm}$ ほどです。

地理的には本州の中央に位置し、高速交通網の発展により、東京、名古屋から約2時間半の距離にあり、大都市との時間的距離の短縮により産業構造が農業から商工業へと大きく変わっています。

(3) 村土利用をめぐる基本的条件の変化

全国的に人口が減少する傾向にある中、長野県内の自治体においても人口減となっていますが、本村ではゆるやかながら人口増加が続いています。また、平成18(2006)年に権兵衛トンネル、平成22(2010)年に国道153号バイパスが開通し、主要な幹線交通網の整備は完了しています。交通網の整備などにより、伊那インターチェンジ周辺への商業集積が進みました。

これまで主に農業振興の面から農地の保全、遊休農地の解消が求められて

※1 平成26年10月1日付で南箕輪村の面積は $40.90 \text{ k m}^2 \rightarrow 40.99 \text{ k m}^2$ に変更

きましたが、景観計画を策定し、景観行政団体へ移行する中で、農地の持つ景観や環境保全機能といった多面的な機能も重視されています。

大きな自然災害の少ない本村ですが、東日本大震災による地震災害や全国的に大雨による災害が頻発していることから、災害への備えが見直されています。加えて、村土の管理については、行政などの公が主体の管理だけでなく、個人、ボランティア、各種団体、企業等の新たな公共の担い手との連携・協働による管理が重要となっています。

(4) 課題と対策

今後の村土の利用に当たっては、南箕輪村総合計画基本構想などとの整合を基本とし、土地需要に適切に対処し、限られた資源である村土について、村土の利用目的に応じた区分(以下「利用区分」という。)ごとの土地需要の量的な調整を行い、その有効利用を図るとともに、景観・自然環境の保全、災害対策など、村土利用のより一層の質的向上を図ることが重要です。

村土の利用は、飛地は全てが森林であり、天竜川に向かっての緩傾斜地帯では西天竜幹線水路より上部では主に畑や森林、下部では水田となっています。また、段丘斜面の緑地を挟み、段丘の下段では水田や工業地となっています。商業地は伊那インター周辺及び国道 153 号沿いに集積し、住宅地については、各地域に分散しています。この村土の基本的構造を維持した上で、宅地化などの農地の開発を秩序あるものに誘導し、大芝高原などの森林や段丘斜面の緑地を保全するとともに、農地、住宅地、工業地、商業地、公共用地などの調和のとれた土地利用を図ります。

1 - 2 地域類型別の村土利用の基本方向

(1) 住宅地域、商業地域

住宅地域、商業地域については、生活道路などの交通体系、住宅などの生活基盤の整備を行うにあたり、生産基盤の整備との調和を図りながら、地域の実情に応じて計画的に整備を図ります。

また、緑地空間の確保など、良好な景観・自然環境の保全を図りつつ、地域防災拠点の整備やオープンスペースの確保等により災害に対する安全性の向上を図ります。

(2) 農業地域、森林地域

農業地域については、農地の効率的な利用と生産性向上を促進するとともに、景観や環境保全機能を保全し、必要な農地の維持・確保を図ります。農地及び宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産環境と地域住民の生活環境が調和するよう、計画的かつ適切な土地利用を図ります。

森林地域については、景観・自然環境の保全などに配慮し、必要な森林の維持・確保を図ります。さらに、平地林の持つ機能に着目し、積極的に保全と活用を図ります。

1 - 3 利用区分別の村土利用の基本方向

(1) 農地

農地については、農産物の生産性向上と農業経営の安定・向上を目標とし、土地利用型、施設利用型農業生産に必要な優良農地の確保を図ります。

また、農地の貸借及び農作業受委託の促進、農地の流動化を図るとともに、営農組織などの担い手への農地の利用集積により、遊休農地の有効利用を図り、土地利用型農業を推進します。

農業者をはじめ地域住民や農地・水・環境保全会※₂などの多様な主体による適切な管理により、荒廃農地の発生を防ぎ、農業生産活動を通じて発揮される景観や環境保全機能などの多面的な機能の維持を図ります。

(2) 森林

森林については、木材生産等の経済的機能及び村土保全、水源の涵養^{かんよう}、景観・自然環境の保全などの公益的機能を総合的に発揮できるよう、必要な森林の維持・確保を図ります。

※ 2 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を行う組織

また、大芝高原などの森林及び中段段丘斜面緑地などの優れた景観と良好な生活環境を形成している森林の保全・育成と活用を図ります。住宅の周辺に位置する森林については、農地と同様に地域住民などの多様な主体による適切な管理を図ります。

(3) 原野等

原野等のうち、優れた景観や貴重な自然環境を形成しているものについては保全を図ります。その他の原野等については、地域の自然環境を形成する機能に配慮しつつ、適正な利用を図ります。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、災害を防止し安全性を確保するための河川整備に必要な用地の確保に努めます。河川の整備に当たっては、自然環境の保全に配慮するとともに、豊かな景観、親水性などの多様な機能の維持向上を図ります。

また、村民の生命及び財産を保護するため、急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりの土砂災害の恐れのある箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等が指定されており、災害に備えた適正な土地利用を促します。

(5) 道路

村土の有効利用及び良好な生活、生産基盤の整備に向けて、道路の整備を進めます。整備に当たっては、安全性、快適性等の向上及び防災等多様な機能の発揮に配慮するとともに、景観・自然環境の保全に十分配慮します。

また、農林業の生産性向上及び農地及び林地の適正な管理を図るため、自然環境の保全に配慮しつつ農道及び林道の適切な管理に努めます。

(6) 住宅地

住宅地については、当面の人口及び世帯数の増加、市街化の進展の動向に対応しつつ、望ましい居住水準及び良好な生活環境を目標として、秩序ある宅地化と生活関連施設の整備を計画的に進めます。

また、現在の宅地化による農地の開発を秩序あるものに誘導するとともに、将来の人口減少を見越した住宅地の配置、空き家の適正な管理・有効活用なども考慮します。

(7) 工業用地

工業用地については、環境の保全を第一に考慮しながら、既存企業の増設、新規企業の誘致等を行い、工業生産に必要な用地の確保を図ります。また、工場移転などに伴って生じる工場跡地の有効利用を図ります。

(8) その他の宅地

その他の宅地については、地域の活性化、良好な環境の形成に配慮しつつ、地域経済を支える産業や住民生活の利便性を向上する商業施設等に必要な用地の確保に努めます。

(9) その他（上記以外の利用区分）

以上のほか、文教施設、公園、研究施設、物流施設や交通施設、今後特に重要視されると考えられる保健医療施設、福祉施設、防災拠点、オープンスペースなどの公用・公共用施設の用地は、村民生活上の重要性及びニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮しつつ必要な用地の確保を図ります。

2 村土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

2-1 村土の利用区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は平成 37 年とし、基準年次は平成 24 年とします。また、村の基本構想と目標年次を合わせることで、より総合的、効率的な土地利用を目指します。
- (2) 村土の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数については、平成 37 年においてそれぞれ 15,500 人、6,100 世帯になるものと想定します。
- (3) 村土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。
- (4) 村土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の利用の現況と変化に基づき、将来人口等を前提として利用区分別に必要な土地の面積を予測し、かつ土地利用の実態との調整を考慮して目標面積を設定します。
- (5) 村土の利用に関する基本構想に基づく平成 37 年における村土の利用区分ごとの規模の目標は、別表のとおりと見込まれます。なお、その概要は次のとおりとします。
 - ① 農地については、宅地への転換等により 27ha 程度減少し、853ha 程度とします。
 - ② 森林については、現状維持を図るものとし、2,327ha 程度とします。
 - ③ 原野等については、現状維持の 1ha 程度とします。
 - ④ 水面、河川及び水路については、農地の減少が見込まれるが、現状維持を図るものとし、84ha 程度とします。
 - ⑤ 道路については、整備が進むこと等により、4ha 程度増加し、188ha 程度とします。
 - ⑥ 宅地のうち住宅地については、人口及び世帯数の増加等により、32ha 程度増加し 259ha 程度とします。
工業用地については、工場立地、既存工場の用地拡大等により、10ha 程度増加し 53ha 程度とします。
その他の宅地については、現状維持を図るものとし、98ha 程度とします。
 - ⑦ その他については、市街化の進展等により、236ha 程度とします。

表 1 利用区別の規模の目標

(単位:ha)

利用区分	平成 24 年 基準年次 a	平成 37 年 目標年次 b	増 減 b - a	構成比	
				平成 24 年	平成 37 年
農 地	880	853	△27	21.5	20.8
田	539	512	△27	13.2	12.5
畑	341	341	0	8.3	8.3
森 林	2,327	2,327	0	56.9	56.8
原 野 等	1	1	0	0.1	0.1
水面・河川・水路	84	84	0	2.1	2.0
道 路	184	188	4	4.5	4.6
宅 地	368	410	42	9.0	10.0
住 宅 地	227	259	32	5.6	6.3
工 業 用 地	43	53	10	1.1	1.3
その他の宅地	98	98	0	2.4	2.4
そ の 他	246	236	△10	6.0	5.8
合 計	4,090	4,099	9	100.0	100.0
市 街 地 (合計の外数)	0	0	0	—	—

※合計は四捨五入により、その内訳と一致しない場合がある。

2-2 地域別の概要

本村における地域別の概要は、次のとおりです。

(1) 下段地域

下段地域は、平坦地であり、工業、住宅地域です。国道 153 号バイパス整備とあわせて、工場立地や商業立地、住宅立地も進展してきており、さらに発展を図る地域とします。

(2) 中段地域

中段地域は、国道 153 号が南北に縦断し、この沿線を中心に東西に商店、住宅が混在しています。中央部には役場、小・中学校等の公共施設があります。この地域は、今後も引き続き住宅地として発展を図るとともに、緑地を自然とのふれあいの場として確保します。加えて、人口の増加に伴い不足する教育・保育施設の整備スペースを確保します。また、この住宅地と上段地域の間は、平坦な西天竜田園地帯が開けており、引き続き農地として活用を図るとともに、農業生産活動を通じて発揮される景観や環境保全機能などの多面的な機能の維持を図る地域とします。

また、県道伊那箕輪線（春日街道）沿線には、商業施設、病院等の立地が見られるため、周辺の農地、住宅地との調和を図りつつ、更なる立地を図ります。

(3) 上段地域

上段地域は、中央自動車道が南北に縦断し、南部地区には伊那インターチェンジがあります。このインターチェンジの周辺は権兵衛トンネルの開通や道路整備も進み、住宅地、商業地として発展してきていることから、今後さらに住宅地と商業地として発展させる地域とします。また、それより西は酪農や畑作が行われている農業地域であることから、今後も農地として活用を図る地域とします。国道 361 号沿線については、木曽と結ぶ権兵衛トンネルをいかした利活用を検討します。

また、北部地区は、畑地帯と平地林からなっています。大芝高原については、平地林部分と公園部分ともに景観・自然環境との調和を図りつつ、村の特色ある地域資源として活用を図る地域とします。また、畑地帯は農地として活用を図る地域とします。加えて、工業用地の確保が求められている中で、北原区の工業用地周辺は村内で唯一大規模工業用地の確保できる余地があるため、工業用地として活用を図る地域とします。

(4) 飛地

飛地は、すべて森林地域です。木材生産等の経済的機能に加え、水資源涵養^{かんよう}、村土の保全、自然環境の保全等の重要な機能を担う森林として整備保全を図る地域とします。経ヶ岳・権兵衛峠については、村の特色ある地域資源として活用を図ります。

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

3-1 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、国計画、県計画、南箕輪村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、公共の福祉に配慮しつつ、適正な土地利用の確保と村土資源の適切な管理を図ります。

3-2 地域整備施策の推進

村土の総合的かつ計画的な土地利用を進めるため、また、村民が感じている、「自然が豊かで潤いがある」、「田園風景などの景観がよい」という本村の特徴をさらに伸ばし、一方で、安全・安心な環境整備を基調とした暮らしやすさの向上等を図るため、次のような土地利用区分及び地域開発整備の方向性を定めます。

(1) 住宅ゾーン

住宅地域については、生活道路などの交通体系、住宅、公園などの生活基盤などを地域の実情に応じて計画的に整備を図ります。具体的には、良好な居住空間の創造を図るため、無秩序な宅地化を抑制するとともに、民間による住宅・宅地開発の適切な誘導・指導に努めます。また、緑地空間の確保など、良好な景観・自然環境の保全を図りつつ、地域防災拠点の整備やオープンスペースの確保等により災害に対する安全性の向上を図ります。

(2) 商業業務ゾーン

村民の生活利便に応えるとともに、健全な市街地形成を図るため、国道 153 号、伊那インターチェンジ周辺の商業業務地等については、生活基盤の整備とあわせて、地域の活性化、良好な環境の形成に配慮した開発・整備等を誘導します。具体的には、都市計画に基づき商業施設や業務施設の立地・集積を促進するとともに、都市としての快適性や景観の魅力を高めるため、都市緑化や美しい景観形成等を推進します。

(3) 工業ゾーン

工業用地については、環境保全を第一に考慮しながら、村経済の一層の発展を促すために、既存企業の増設、新規企業の立地促進、地域からの起業に努めるとともに、工業生産に必要な用地の確保を図ります。

(4) 観光・レクリエーションゾーン

緑豊かな自然環境をいかし、村民をはじめ多くの人々の憩いとふれあいの空間として活用する地域とするため、大芝公園の魅力を高めるとともに、残された林地の保全に努めます。また、観光資源としての大芝公園を活用して、人を集める施設の立地を図るなど、人を集める地域としての活用も検討します。

(5) 農業ゾーン

農地は、農産物の生産基盤であるだけでなく、防災のための空間や緑地としての空間、遊水池的機能、生態系の維持機能などの役割を担っています。今後は、農業者をはじめ地域住民や多様な主体が関わる適切な管理による農地の保全とともに、農地の持つ多面的な機能にも着目し、生活的土地利用や自然的土地利用との調和に努め、特産物の振興のためにも活用します。また、宅地との調和を図りつつ優良農地を保全するとともに、農業基盤整備をはじめ、遊休農地の有効利用や農業集落の環境整備を進めます。また、本村では農地に馴染みの薄い転入者が多いことから、市民農園の設置などの農地と親しんでもらうための環境整備を進めます。

(6) 森林ゾーン

本村の景観や自然の豊かさを特徴づけている森林については、生活にやすらぎやうるおいを与えるだけでなく、環境保全や防災、景観形成などの機能面からも大きな役割を果たしています。公益的機能を総合的に発揮できるよう、必要な森林の保全・育成と活用を図ります。具体的には、飛地における山林は保全を図るとともに、自然とのふれあい空間として活用を進めます。経ヶ岳・権兵衛峠については、村の特色ある地域資源であり、大芝公園とあわせて活用を検討します。また、集落に近い平地林や河岸段丘の斜面緑地、川沿いの緑地の保全を図るとともに、地域住民との協働による水と緑のふれあい空間等としての多様な利用についても検討を進めます。

3-3 村土の保全と安全性の確保

- (1) 村土の保全及び安全性確保のため、治水・砂防施設等の整備及び地すべり、急傾斜地崩壊の防止等十分な防災上の配慮を加えるとともに、自然条件及び土地利用の適合性に配慮しつつ適正な土地利用への誘導を図ります。

また、村民の生命及び財産を保護するため、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの土砂災害の恐れのある区域において、警戒避難体制の整備や建築物の立地抑制等のソフト対策を推進します。

- (2) 山地の崩壊、土石流、地滑りの防止等の村土の保全及び安全性の確保に果たす森林機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備を行うとともに、森林の管理水準の向上を図ります。その際、林道等必要な施設の管理を行い、森林管理のための基礎的条件を整備します。

3-4 環境の保全と美しい村土の形成

- (1) 自然環境や景観の保全、歴史的風土の保存、文化財の保護、公害防止等を図るため、土地利用を規制する区域を設定する制度を活用するなど開発行為等の規制措置を講ずるとともに、環境影響評価制度を通じ、一定規模以上の大規模開発等を行う事業者に必要な環境保全対策を求める等土地利用の適正化を図ります。
- (2) うるおいのある、美しい村土を形成するため、緑地空間及び水辺空間の積極的な保全及び創出、景観条例に基づく景観形成への取組等により、ゆとりのある快適で、美しい環境づくりを進めます。
- (3) 環境の保全を図るため、用途区分に応じた適正な土地利用への誘導、緩衝緑地の設置を推進します。また、廃棄物処理については、廃棄物の発生抑制とリサイクルを一層進めるとともに、発生した廃棄物については、環境の保全に十分配慮しながら適正な対応を行います。
- (4) 道路などの交通施設の周辺においては、公害防止を図るため、緑地帯の設置等の周辺対策を進めます。

3-5 土地利用の転換の適正化

- (1) 農地の利用転換を行う場合は、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす影響に留意し、無秩序な転用を抑制し、農業以外の土地利用との計画的な調整を図りつつ、優良農地が確保されるよう考慮するとともに、遊休農地の有効利用を図ります。

- (2) 森林の利用転換を行う場合には、森林の保全・育生と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することに十分考慮し、周辺の土地利用との調整を図ります。また、原野の土地利用転換を行う場合には、環境保全に配慮しつつ周辺の土地利用との調整を図ります。
- (3) 大規模な土地利用の転換を行う場合には、その影響が広範囲に及ぶことが予想されるので、周辺地域を含めて事前に十分な調査を行い、村土の保全及び安全性の確保、環境の保全等を図ります。

3-6 土地の有効利用の促進

(1) 農地

農地については、農業基盤の整備を積極的に推進するとともに、遊休農地の有効利用を促進します。

(2) 森林

森林については、木材生産機能及び公益的機能を増進するため、森林資源の整備を計画的に推進するとともに、地域の条件を考慮し自然環境や景観に配慮しつつ、レクリエーションや教育・文化的活動の場としての利用を図ります。

(3) 水面・河川・水路

天竜川・大泉川・大清水川・鳥谷川など、水面・河川・水路については、豊かな景観を構成し、自然とのふれあいの場である等水辺が持つ多様な機能の活用 に配慮しつつ、保全・整備を図ります。

(4) 道路

道路については、地域住民の生活向上及び産業を発展させる重要な基盤であることにかんがみ、その用途目的に沿った維持・整備の計画的な推進を図ります。

(5) 住宅地

住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、計画的な宅地開発の促進を図ります。空き家の適正な管理・有効活用を図るため、空き家の調査と空き家バンクの設立を進めます。

(6) 工業用地

工業用地については、地域社会との調和及び公害防止に十分配慮しつつ、村経済の発展に向けた計画的な開発を促進します。

(7) その他に含まれる低未利用地

遊休農地や開発中止用地等の低未利用地については、周辺の土地利用との調整を図りつつ有効活用を促進します。

3-7 村土の管理への村民の参画

村土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、行政による公的な役割だけでなく、地域住民や企業などの多様な主体が森林づくり活動、河川環境の保全活動、農地の保全管理活動、緑化・景観保全活動等に参画する取組を推進します。

参 考 資 料

①

国土利用計画(南箕輪村計画)の策定の経過

②

村土利用区分の定義

③

計画における主要指標

④

計画における地域区分

⑤

利用区分ごとの村土利用の推移と目標

⑥

利用区分ごとの規模の目標の考え方

⑦

村土利用の変化

⑧

利用区分別面積と関係指標の推移と目標

⑨

土地利用の概略図

1 国土利用計画(南箕輪村計画)の策定の経過

平成25年11月11日	村	むらづくり委員会に諮問
平成26年 3月	むらづくり委員会	住民アンケート調査
平成27年 8月27日	むらづくり委員会	諮問期間の変更
平成27年12月 1日	むらづくり委員会	国土利用計画(案)の検討
平成27年12月24日	むらづくり委員会	国土利用計画(案)の検討
平成28年 1月 8日	むらづくり委員会	答申
平成28年 1月	総合計画推進委員会	国土利用計画(案)の検討
平成28年 2月 3日	総合計画調整委員会	国土利用計画(案)の検討
平成28年 2月 3日	村	国土利用計画(案)の決定
平成28年 3月	上伊那地方事務所	計画案の協議
平成28年 4月	長野県	調整完了
平成28年 6月13日	議会全員協議会	計画の報告
平成28年 6月	村	計画の公表

2 村土地利用区分の定義

長野県企画振興部地域振興課「国土利用計画(市町村計画)策定の手引」による「利用区分の定義及び把握方法」に基づく。

利用区分	定義	把握方法
1 農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって畦畔を含む。	
(1) 田	湛水設備（畦畔など）と、これに所要の用水を供給しうる設備（用水源・用水路）を有する耕地である。	『農林水産省作物統計』による。
(2) 畑	田以外の耕地であり、樹園地及び牧草地を含む。	『農林水産省作物統計』による。
2 森林	森林法第2条第1項に規定する森林で、国有林と民有林との合計である。林道面積は含まない。	
(1) 国有林	ア) 林野庁所管国有林 国有林野法第2条第3項に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの イ) 官行造林地 旧国有林野等官行造林法第1条の規定により契約を締結しているもの ウ) その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条に定めるもの	『長野県民有林の現況』による。
(2) 民有林	森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定める民有林である。	『長野県民有林の現況』による。 地域森林計画対象外民有林の面積は別途推計する。
3 原野等	農地法第2条第1項に定める採草放牧地（国有林野貸付使用地に限る）と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林（ただし林野庁所管分に限る）を除いた面積である。	『世界農林業センサス林業調査報告書』『国有林野事業統計書』による。
4 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。	
(1) 水面	湖沼（人造湖及び天然湖沼）及びため池の満水時の水面である。 ア) 天然湖沼 10ha の天然湖沼とする。 イ) 人造湖 堤高 15m 以上のダムとする。 ウ) ため池 堤高 15m 未満の農業用溜池とする。	水面は以下の掲げる ア)、イ)、ウ)の合計である。 ア) 100ha 以上のものは、『全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)』100ha 未満のものは、『自然環境保全基礎調査(湖沼編)』による。 イ) 『ダム年鑑(日本ダム協会)』の「湛水面積」による。 ウ) 『ため池台帳』による。
(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川及び同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域である。	地籍図等を計測し各年の河川改修面積で補正した数値である。
(3) 水路	農業用排水路である。	$\text{水路面積} = (\text{整理済水田面積}) \times (\text{整備済水田の水路率}) + (\text{未整備水田面積}) \times (\text{未整備水田の水路率})$

利用区分	定 義	把 握 方 法
5 道路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部(車道、中央帯、路肩)歩道部、自転車道部及び法面からなる。	
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路である。	一般道路のうち、高速道路は中日本高速道路株式会社による。一般国道及び県道は、長野県建設部道路管理課調べによる。村道の道路敷面積は、「道路現況調査票」による。
(2) 農道	農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び市町村農道台帳の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道である。	『農道台帳』による。 農道延長に平均幅員を乗じて推計する。
(3) 林道	国有林林道及び民有林林道である。	『林道台帳』による。 林道延長に平均幅員を乗じて推計する。
6 宅地	建物の敷地及び建物の維持または効用を果たすために必要な土地である。	『固定資産の価格等の概要調書』の宅地のうち、「評価総地積」と「非課税地積」を加えた数値である。
(1) 住宅地	『固定資産の価格等の概要調書』の評価総地積の住宅用地と非課税地積のうち県営・村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたものである。	『固定資産の価格等の概要調書』の「評価総地積」の「住宅用地」及び県営・村営住宅用地及び公務員住宅用地の面積の合計である。
(2) 工業用地	『工業統計調査』の「事業所敷地面積」を、従業員10名以上の事業所敷地面積に補正したものである。	従業員30名以上の規模の事業所敷地面積は、「工業統計調査」による。 従業員10名以上29名以下の事業所については、地図計測等により推計する。
(3) その他の宅地	住宅地、工業用地以外の宅地である。(事務所・店舗用地、公共用建物用地等)	「宅地」から、「住宅地」及び「工業用地」を除く。
7 その他	村域面積から、「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を除いたものである。(学校、ゴルフ場、交通施設、公園緑地、荒廃農地等である。)	村域面積から、「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を除く。
8 市街地	国勢調査による「人口集中地区」である。 「人口集中地区」とは、国勢調査基本単位区等を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域である。	国勢調査による。 (南箕輪村内は指定無し)

※ 農地・原野等については、国土利用計画第8条の規定により策定する国土利用計画（市町村計画）の策定の手引の改訂により、利用区分の見直しを行った。

3 計画における主要指標

区 分		実 績					目 標		摘 要
		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 37 年	平成 27～37 年増減
年齢(3区分)別人口 (人)	総 人 口 (人)	10,666	12,133	13,404	13,620	14,543	15,076	15,554	478
	年少人口 (0～14 歳)	2,121	2,120	2,130	2,202	2,336	2,421	2,237	△184
	生産年齢人口 (15～64 歳)	7,090	8,243	9,068	9,005	9,285	9,275	9,350	75
	老年人口 (65 歳以上)	1,386	1,770	2,206	2,413	2,877	3,380	3,967	587
世 帯	総世帯数 (世帯)	3,290	4,069	4,835	5,026	5,560	5,712	6,100	388
	一世帯当たり人員 (人/世帯)	3.2	3.0	2.8	2.7	2.6	2.6	2.6	0
市街地区 分 別 区 積・人口 上段:面積 (ha) 下段:人口 (人)	人口集中地区 (D I D)	0	0	0	0	0	—	—	—
	進行市街地	579.7	493.3	454.4	454.4	450.3	—	—	—
	新市街地	0	0	0	0	0	—	—	—
	用途地域指定区域計	579.7	493.3	454.4	454.4	450.3	—	—	—
用途地域指定外区域		7,276	8,090	8,898	9,043	8,888	9,000	9,000	0
		0	0	0	0	0	—	—	—
		1,203.3	1,180.1	1,148.6	1,148.6	1,143.6	—	—	—
		3,390	4,043	4,506	4,577	5,655	6,500	6,500	—
都市計画区域合計		1,783.0	1,673.4	1,603.0	1,603.0	1,593.9	—	—	—
		10,666	12,133	13,404	13,620	14,543	—	15,500	—
		698	716	583	645	545	521	400	△121
		2,700	3,130	3,560	3,085	2,882	3,148	2,897	△251
産業別就 業 人 口 (人)	第一次産業	2,225	2,974	3,327	2,685	3,871	3,892	4,052	160
	第二次産業								
	第三次産業								

注：1. 総人口には年齢不詳が含まれるため、年齢別人口の計と一致しない場合がある。

2. 市街地区分別人口の目標は、近年の増減傾向より進行市街地の人口が平成 22 年の水準で推移すると仮定した。

3. 産業別就業人口の目標は、都市計画基礎調査（平成 24 年 1 月）による 1 次回帰の予測値に基づき、労働力率が一定と仮定してコントリール
トータルを行った数字である。

4 計画における地域区分



5 利用区分ごとの村土利用の推移と目標

利 用 区 分	面 積 (h a)				
	平成 12 年	平成 15 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 37 年 (目標年度)
農 地	945	935	925	883	853
田	-	-	-	543	512
畑	-	-	-	340	341
森 林	2,348	2,347	2,346	2,339	2,327
原 野 等	1	1	1	1	1
水面・河川・水路	83	83	84	84	84
道 路	164	164	165	186	188
宅 地	317	329	337	359	410
住 宅 地	196	200	205	221	259
工 業 用 地	39	41	42	45	53
その他の宅地	82	88	90	93	98
そ の 他	232	231	232	238	236
合 計	4,090	4,090	4,090	4,090	4,099

※ 農地・原野等については、国土利用計画第8条の規定により策定する国土利用計画（市町村計画）の策定の手引の改訂により、利用区分の見直しを行った。

6 利用区分ごとの規模の目標の考え方

利 用 区 分	説 明
農 地	農業基盤の整備を積極的に推進するとともに、遊休農地の有効利用を促進し、優良農地の確保と整備を図る。また、農地の持つ多面的な機能にも着目し、農地の維持・保全を図る。 一方、社会経済情勢の進展、変化に伴う宅地等への転換を見込み、平成 24 年と比較して 27ha 減少し、853ha 程度となる。
森 林	経済的、公益的機能が総合的に発揮できるよう、必要な森林の確保と整備を図る。一方、生活へのやすらぎやうるおい、環境保全や防災、景観形成などの機能面からも大きな役割を果たしていることから、必要な森林の保全・育成を図る。 現状維持を図るとし、変化がないものとする。
原野等	良好な自然環境を形成している原野については、自然環境や景観の観点から保全を図る。 なお、平成 37 年までに転換による変化はないものとする。
水 面 河 川 水 路	治水、利水、砂防施設に配慮した計画的な改修、整備に必要な用地の確保を図る。また、水辺の持つ多面的な機能にも着目し、維持・保全を図る。 水面については変化がないものとする。河川、水路については、農地の減少が見込まれるが、現状維持を図るとし、変化がないものとする。
道 路	一般道路については、村土の有効利用及び良好な生活、生産基盤の整備を促進するため、必要な用地の確保を図る。 農林道については、農林業の生産性の向上及び農林地の適正な管理等を図るため、必要な用地の確保を図る。 このため、農地、森林、宅地その他からの転換を見込み、平成 24 年と比較して 4 ha 増加し 188ha 程度となる。
宅 地	住宅地は、人口及び世帯数の増加に対応し、良好な居住環境に配慮した宅地の確保を図る。 工業用地は、環境保全を第一に考慮しながら、村経済の一層の発展に必要な既存企業の増設、新規企業の立地促進のための用地の確保を図る。 その他の宅地は、土地利用の高度化、魅力ある都市環境の形成、防災対策に配慮しつつ、公共用地等に必要な用地の確保を図る。 このため、農地、森林等からの転換を見込み、平成 24 年と比較して、住宅地は 32ha、工業用地は 10ha、それぞれ増加し、410ha 程度となる。
その他	公共用地等に必要な用地の確保を図るとともに、遊休農地、未利用地の解消を図る。 遊休農地の解消等により、10ha 減少し、236ha 程度となる。
市街地	人口は増加傾向にあるが、市街地を形成するまでの集積にはいたらない。

7 村土利用の変化

(単位:ha)

年 利用区分	平成 24 年 〔基準年次 (a)〕		平成 37 年 〔目標年次 (b)〕		増 減
	面積	構成比	面積	構成比	b - a
農 地	880	21.5	853	20.8	△27
田	539	13.2	512	12.5	△27
畑	341	8.3	341	8.3	0
森 林	2,327	56.9	2,327	56.8	0
原 野 等	1	0.1	1	0.1	0
水面・河川・水路	84	2.1	84	2.0	0
道 路	184	4.5	188	4.6	4
宅 地	368	9.0	410	10.0	42
住 宅 地	227	5.6	259	6.3	32
工 業 用 地	43	1.1	53	1.3	10
その他の宅地	98	2.4	98	2.4	0
そ の 他	246	6.0	236	5.8	△10
合 計	4,090	100.0	4,099	100.0	9

※合計は四捨五入により、その内訳と一致しない場合がある。

8-1 農地面積と関係指標の推移と目標

区分 年	農地面積			人 口	農業就業 人 口	人口1人当り の農地面 積	農業就業人口 1人当り 農地面積
	田	畑	計				
	ha	ha	ha	人	人	m ²	m ²
昭和60年	-	-	1,034	9,910	826	1,043	12,518
平成2年	-	-	989	10,666	699	927	14,149
平成7年	-	-	965	12,133	707	795	13,649
平成12年	-	-	945	13,404	573	705	16,492
平成17年	-	-	925	13,620	634	679	14,590
平成22年	543	340	883	14,543	535	607	16,504
目標年	512	341	853	15,554	400	548	21,325

8-2 森林面積と関係指標の推移と目標

区分 年	森林面積	人 口	村面積	人口1人当り 森林面積	村面積に占める 森林面積の割合
	ha	人	ha	m ²	%
昭和60年	2,363	9,910	4,075	2,384	57.9
平成2年	2,361	10,666	4,090	2,213	57.7
平成7年	2,348	12,133	4,090	1,935	57.4
平成12年	2,348	13,404	4,090	1,756	57.4
平成17年	2,346	13,620	4,090	1,722	57.3
平成22年	2,339	14,543	4,090	1,608	57.2
目標年	2,327	15,554	4,099	1,496	56.8

8-3 水面・河川・水路面積の推移と目標

区分 年	水面・河川・水路面積				村土面積	村面積に占める 水面・河川・ 水路面積
	水面	河川	水路	計		
	ha	ha	ha	ha	ha	%
昭和60年	2	56	24	82	4,075	2.0
平成2年	2	56	24	82	4,090	2.0
平成7年	2	56	24	82	4,090	2.0
平成12年	2	56	25	83	4,090	2.0
平成17年	2	56	26	84	4,090	2.1
平成22年	2	56	26	84	4,090	2.1
目標年	2	56	26	84	4,099	2.0

8-4 道路面積の推移と目標

区分 年	道 路 面 積				推 移	村土面積	村土面積に占める 道路面積 の割合
	一般道路	農道	林道	計			
	ha	ha	ha	ha		ha	%
昭和60年	150	1	3	154	100	4,075	3.7
平成2年	157	1	3	161	105	4,090	3.9
平成7年	158	1	3	162	105	4,090	4.0
平成12年	160	1	3	164	107	4,090	4.0
平成17年	161	1	3	165	107	4,090	4.0
平成22年	182	1	3	186	121	4,090	4.5
目標年	184	1	3	188	122	4,099	4.6

8-5 宅地面積の推移と目標

区 分 年	住宅地	工 業 地	その他 の宅地	宅地計
	ha	ha	ha	ha
昭和 60 年	164	28	50	242
平成 2 年	167	34	68	269
平成 7 年	189	37	75	301
平成 12 年	196	39	82	317
平成 17 年	205	42	90	337
平成 22 年	221	45	93	359
目 標 年	259	53	98	410

8-6 住宅地面積と関係指標の推移と目標

区 分 年	住宅地 面 積	一 般 世帯数	1 世帯当 り住宅 地面積
	ha	世帯	m ²
昭和 60 年	164	2,847	576
平成 2 年	167	3,290	507
平成 7 年	189	4,069	464
平成 12 年	196	4,835	405
平成 17 年	205	5,026	408
平成 22 年	221	5,560	397
目 標 年	259	6,100	425

8-7 工業用地面積と関係指標の推移と面積

区 分 年	工業用地 面 積	従業者数	従業者 1 人 当り工業 用地面積
	ha	人	m ²
昭和 60 年	28	2,447	114
平成 2 年	34	2,700	125
平成 7 年	37	3,130	118
平成 12 年	39	3,560	109
平成 17 年	42	3,085	136
平成 22 年	45	2,882	156
目 標 年	53	2,897	183

8-8 その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

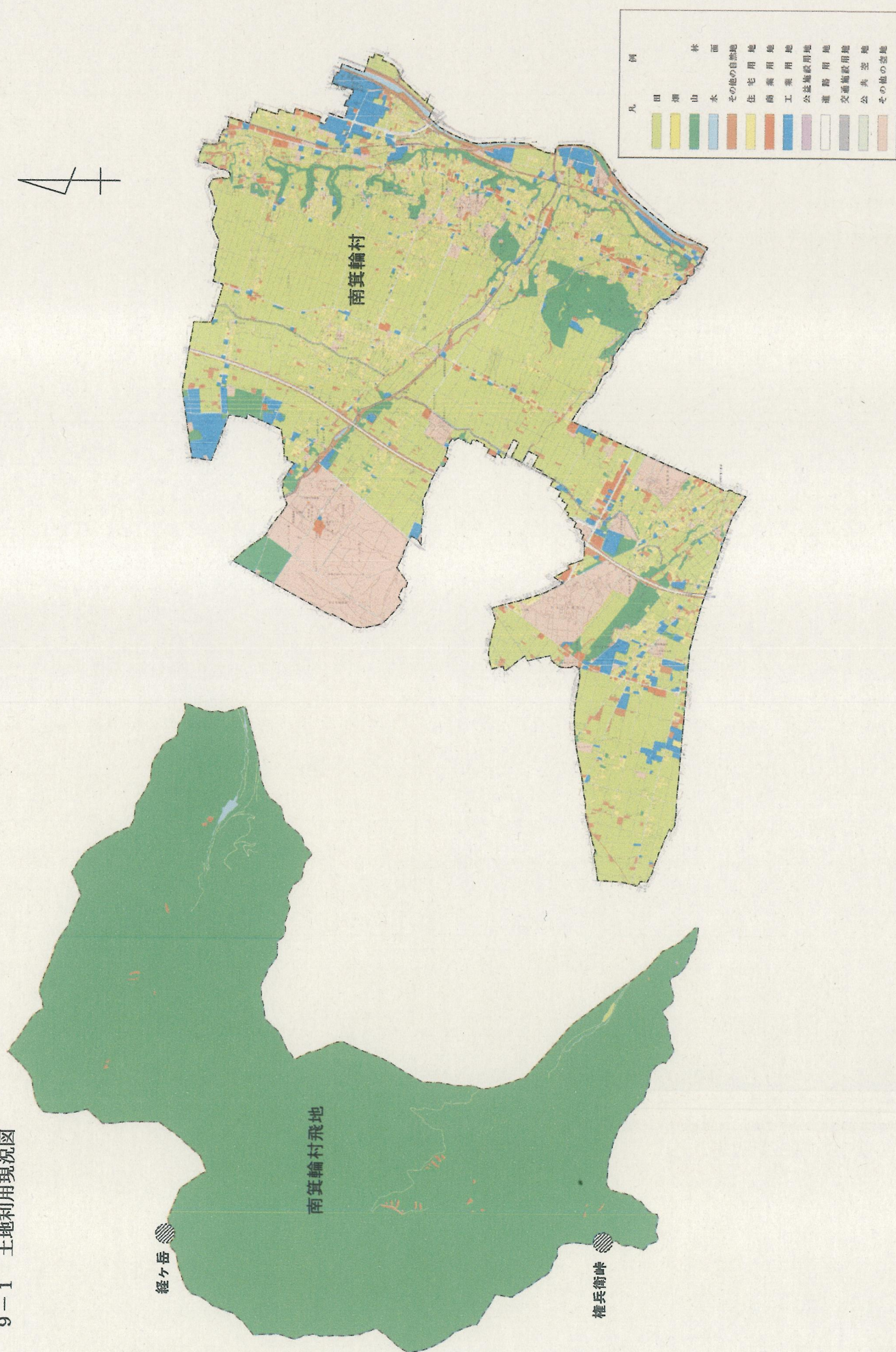
区 分 年	その他の宅 地面積	人 口	人口 1 人当 りのその他 の宅地面積
	ha	人	m ²
昭和 60 年	50	9,910	50
平成 2 年	68	10,666	63
平成 7 年	75	12,133	61
平成 12 年	82	13,404	61
平成 17 年	90	13,620	66
平成 22 年	93	14,543	64
目 標 年	98	15,554	63

8-9 市街地人口、面積の推移と見通し

区 分 年	市街地人口	市街地面積	人口密度	総人口	総人口に占める 市街地人口の割合
	人	ha	人/百 ha	人	%
昭和 55 年			217.3	8,877	
昭和 60 年			243.2	9,910	
平成 2 年			260.8	10,666	
平成 7 年			296.7	12,133	
平成 12 年			327.7	13,404	
平成 17 年			333.0	13,620	
平成 22 年			355.6	14,543	
目 標 年			378.1	15,554	
増加分の 変化	昭和 55 年 ～平成 2 年			1,789	
	平成 2 年 ～平成 12 年			2,738	
	平成 12 年 ～平成 22 年			1,139	
	平成 22 年 ～目標年			1,011	

※ 農地・原野等については、国土利用計画第8条の規定により策定する国土利用計画（市町村計画）の策定の手引の改訂により、利用区分の見直しを行った。

9-1 土地利用現況図



9-2 土地利用構想図

